

社会福祉法人陽光会役員等報酬規程

(適用の範囲)

第1条 社会福祉法人陽光会の常勤役員及び非常勤役員等に対する報酬については、この規程の定めるところによる。

(非常勤役員等に対する費用弁償)

第2条 非常勤役員等が会議に出席したときは、費用弁償として1日につき10,000円を支給する。

なお、宿泊を伴う会議等については、旅費規定による。

(理事長の報酬)

第3条 理事長に対しては、報酬を支給することができる。

2. 理事長の報酬額については、無給とする。

(常勤役員の報酬)

第4条 常勤役員に対しては、報酬を支給することができる。

2. 常勤役員の報酬の額については、評議員会で決定する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

付 則

1. この規定は、平成21年3月30日から施行する。

平成25年3月28日一部改正

令和3年4月1日一部改訂

令和4年4月1日一部改訂